

西脇中学校区・西脇東中学校区中学校統合準備委員会傍聴要領の改正について

改 正 後	改 正 前
西脇中学校区・西脇東中学校区中学校統合準備委員会傍聴要領 1 (略) (傍聴の手続) 2 準備委員会の会議を傍聴しようとする者は、受付において係員から傍聴証の交付を受け、その係員の指示により傍聴席につかなければならない。ただし、傍聴席が満員となったときその他委員長が必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。 3・4・5・6 (略)	西脇中学校区・西脇東中学校区中学校統合準備委員会傍聴要領 1 (略) (傍聴の手続) 2 準備委員会の会議を傍聴しようとする者は、<u>自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し</u>、係員の指示により傍聴席につかなければならない。ただし、傍聴席が満員となったときその他委員長が必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。 3・4・5・6 (略)